

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

**新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制
連結持分変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表**

第14期（2018年4月1日～2019年3月31日）

アステラス製薬株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.astellas.com/jp/ja/investors/shareholders-meeting>）に掲載することにより株主の皆様提供しています。

1. 新株予約権等に関する事項

(1) 当期末日における新株予約権の状況

- 新株予約権の総数 : 4,562個 (注) 1
- 目的となる株式の種類及び数 : 当社普通株式 1,527,400株 (注) 1

新株予約権は全てストックオプションとして交付されたものであり、その行使に際しては、自己株式を充当し、新株発行（発行済株式の総数の増加）の予定はありません。

区分	2005年8月発行新株予約権 (2005年8月31日発行)	2007年2月発行新株予約権 (2007年2月13日発行)	2007年8月発行新株予約権 (2007年8月10日発行)
発行決議の日	2005年8月24日	2007年1月26日	2007年7月26日
新株予約権の数 (注) 1	20個	17個	33個
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数 (注) 1、4	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 500株)	普通株式 8,500株 (新株予約権1個につき 500株)	普通株式 16,500株 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額	無 償	新株予約権1個につき 500,900円 (注) 2	新株予約権1個につき 463,900円 (注) 2
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (注) 4	新株予約権1個につき 500円	新株予約権1個につき 500円	新株予約権1個につき 500円
新株予約権を行使することが できる期間	2005年9月1日から 2025年6月24日まで	2007年2月14日から 2026年6月27日まで	2007年8月11日から 2027年6月26日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3

区分	2008年9月発行新株予約権 (2008年9月16日発行)	2009年7月発行新株予約権 (2009年7月8日発行)	2010年7月発行新株予約権 (2010年7月8日発行)
発行決議の日	2008年8月29日	2009年6月23日	2010年6月23日
新株予約権の数 (注) 1	47個	188個	366個
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数 (注) 1、4	普通株式 23,500株 (新株予約権1個につき 500株)	普通株式 94,000株 (新株予約権1個につき 500株)	普通株式 183,000株 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 398,000円 (注) 2	新株予約権1個につき 294,200円 (注) 2	新株予約権1個につき 244,000円 (注) 2
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (注) 4	新株予約権1個につき 500円	新株予約権1個につき 500円	新株予約権1個につき 500円
新株予約権を行使することが できる期間	2008年9月17日から 2028年6月24日まで	2009年7月9日から 2029年6月23日まで	2010年7月9日から 2030年6月23日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3

区分	2011年7月発行新株予約権 (2011年7月5日発行)	2012年7月発行新株予約権 (2012年7月5日発行)	2013年7月発行新株予約権 (2013年7月4日発行)
発行決議の日	2011年6月20日	2012年6月20日	2013年6月19日
新株予約権の数(注)1	630個	826個	551個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注)1、4	普通株式 315,000株 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 413,000株 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 275,500株 (新株予約権1個につき500株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 267,700円 (注)2	新株予約権1個につき 304,800円 (注)2	新株予約権1個につき 505,300円 (注)2
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)4	新株予約権1個につき 500円	新株予約権1個につき 500円	新株予約権1個につき 500円
新株予約権を行使することができる期間	2011年7月6日から 2031年6月20日まで	2012年7月6日から 2032年6月20日まで	2013年7月5日から 2033年6月19日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注)3	(注)3	(注)3

区分	2014年7月発行新株予約権 (2014年7月3日発行)
発行決議の日	2014年6月18日
新株予約権の数(注)1	1,884個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注)1、4	普通株式 188,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 127,900円 (注)2
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)4	新株予約権1個につき 100円
新株予約権を行使することができる期間	2014年7月4日から 2034年6月18日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注)3

- (注) 1. 上記の新株予約権の総数、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、2019年3月31日現在の残高を記載しています。
2. 上記の新株予約権(ただし2005年8月発行新株予約権を除く)は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。
3. 上記の新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、原則として10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
4. 2014年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っているため、2014年7月発行新株予約権を除き、上記新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額については調整された株式分割後の数値を記載しています。

(2) 当期末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	付与対象者	人数	新株予約権の数 (残高)	新株予約権の目的となる 株式の種類及び数
2007年2月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	1名	17個	普通株式 8,500株
2007年8月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	1名	17個	普通株式 8,500株
2008年9月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	1名	27個	普通株式 13,500株
2009年7月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	1名	47個	普通株式 23,500株
2010年7月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	2名	88個	普通株式 44,000株
2011年7月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	2名	190個	普通株式 95,000株
2012年7月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	2名	208個	普通株式 104,000株
2013年7月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	2名	125個	普通株式 62,500株
2014年7月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	2名	453個	普通株式 45,300株
合計			1,172個	普通株式 404,800株

- (注) 1. 取締役が保有する新株予約権には、取締役就任前に執行役員としての職務執行の対価として交付されたものが含まれています。
2. 2014年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っているため、2014年7月発行新株予約権を除き、上記新株予約権の目的となる株式の数については調整された株式分割後の数値を記載しています。

業務の適正を確保するための体制（2019年4月1日現在）

① 業務の適正を確保するための体制の基本方針

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関して以下のとおり基本方針を定めています。

1. 職務執行に関わる体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、取締役会構成員として経営の基本方針、経営戦略等の決定に参画し、業務執行の監督を行う取締役と、業務執行の責任を担う社長並びに部門及び機能を管掌する担当役員（以下「トップマネジメント」と総称する）の役割を明確に区分する。
- ・ 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- ・ エグゼクティブ・コミッティを設置し、当社及びグループ会社における経営戦略、製品戦略、経営管理、人事等に関する重要事項を協議する。
- ・ 上記会議体に関する規程及び「決裁権限規程」を制定し、会議体及びトップマネジメントの権限や位置づけを意思決定上の手続きとともに明確にする。
- ・ 業務執行が効率的に行えるよう人事・組織体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 「記録と情報の管理に関するグローバル規程」を制定し、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理する。
- ・ 取締役会、エグゼクティブ・コミッティの議事録等、経営上重要な事項に係る文書は、取締役が適宜閲覧できるような体制を構築する。

2. リスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のより適切なリスク管理を行うため、「経営上の戦略的意思決定に係るリスク（事業機会に係るリスク）」と「適正かつ効率的な業務遂行に係るリスク（事業活動遂行に係るリスク）」に分け、当社及びグループ会社の各部門・部署が主体的にリスク管理実務を実践することを基本として、次のような活動を通じ、グループ内リスクの低減及びその適切な対応を推進する。

- ・ 事業機会に係るリスクへの対応については、各部門・部署がそれぞれの機能・役割の下、意思決定ルール、基準を明確にして実施する。これらのうち重要なリスクに関わる事項については、エグゼクティブ・コミッティ及び取締役会において審議を経た上で決定する。
- ・ 事業活動遂行に係るリスクへの対応については、1) グローバルリスクへの対応のために、「グローバルリスク管理事務局」を設置し、各地域のリスク管理事務局と連携してグローバルリスクの把握及び最適なリスク管理対策の推進を図る。また、2) 国内グループ内のリスクへの対応のために、「リスク管理委員会」を設置し、リスクの

把握及び最適なリスク管理対策の立案・推進を図る。上記グローバルと国内グループの重要なリスク管理対策に関わる事項については、エグゼクティブ・コミッティ及び取締役会において審議を経た上で決定する。

- ・ リスク管理業務の実効性を高めるため、災害対応、緊急事態対応、事業継続計画、情報セキュリティ、個人情報保護等について、リスクの特性、内容に応じたポリシーやマニュアル等を個別に制定する。
- ・ グループ全体のリスクをより効果的に管理するため、リスク管理、危機管理及び事業継続マネジメントを含めた包括的な体制を構築する。

3. コンプライアンス体制（取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

当社は、当社及びグループ会社の役員・従業員によるコンプライアンスのための中核的規範として「アステラス企業行動憲章」及び「アステラスグループ行動規準」を定める。

当社は、コンプライアンスをいわゆる法令遵守にとどまらず、高い倫理観に基づく社会規範に沿った行動と位置付け、グループ全体において広い意味でのコンプライアンスを推進するための体制を構築するとともに、その浸透に向け、次のような取り組みを行う。

- ・ 「グローバル・コンプライアンス委員会」を設置し、当社及びグループ会社全体のコンプライアンスに関する現状の把握、更に方針・計画を審議する。各地域毎のコンプライアンスに関する事項を審議するコンプライアンス委員会も別途設置する。
- ・ グローバル・コンプライアンスに関する具体的な企画の立案、推進、浸透等は、コンプライアンス担当役員（Chief Ethics & Compliance Officer）の指揮の下、エシックス&コンプライアンス機能が当社及びグループ会社の関係部門と連携の上実施する。また、継続的な研修等を通じ、当社及びグループ会社の役員・従業員一人ひとりが自らの責任においてコンプライアンスを実践できる体制を構築する。
- ・ 「ヘルプライン」を各地域に設置し、第三者を通じて匿名でコンプライアンスに関する質問・相談、通報、提案等を受け付ける体制を整備する。
重要な情報は、適宜、コンプライアンス担当役員（Chief Ethics & Compliance Officer）に報告される体制を構築する。対応にあたっては、秘密厳守及び連絡者への不利益な取扱いの禁止を徹底する。

上記の体制及び取り組みを通して、Speak Up Culture（「声を上げる」ことのできる企業風土）を醸成し、報復禁止の原則を徹底する。

4. 情報開示・情報管理に関する体制

- ・ 当社は、顧客、株主、社会など、すべてのステークホルダーに対し適時適切かつ公平に情報を開示する。また、ステークホルダーとの対話を積極的に行い、そこで得た意見等を企業活動に適切に反映するよう努める。このような情報開示と対話により、企業としての透明性を一層高めていくとともに、ステークホルダーとの信頼関係の構築と維持に努める。
- ・ 上記基本姿勢のもと、当社は「ディスクロージャー・ポリシー」を制定するとともに、情報開示活動を推進・管理する「情報開示委員会」を設置する。

- ・ 当社は、当社及び当社グループの役員・従業員がその職務上知った重要情報の取扱い等についての規程を制定し、法令違反の未然防止及び適切な情報管理を図る。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる基準に準拠して連結ベースの財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適正に評価する。
- ・ 取締役会が定める「グローバルJSOX規程」に基づき、グローバル内部統制責任者である取締役社長の指揮の下、連結ベースの財務報告に係る内部統制の評価を実施する。

6. グループ管理体制（当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

当社は、グループ会社の適切な管理、運営を行うとともに、当社及びグループ会社との間での健全な関係を維持・構築するため、次の取り組みを行う。

- ・ 「アステラス企業行動憲章」及び「アステラスグループ行動規準」を全てのグループ会社に適用し、これらに基づくグループ会社の行動規準とあわせて、その周知徹底を図る。
- ・ グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項は、機能別マネジメントの職制を通じて当社に報告される体制を構築する。
- ・ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、グループ会社の役員構成及び意思決定権限並びにグループ内監督体制に関する明確なルールを整備する。
- ・ リスク管理、コンプライアンスへの取り組みは、前述のとおりグループ全体の仕組みとして取り組む。
- ・ 「グローバル内部監査規程」をグループ全体に適用し、グループ一体での内部監査体制を整備する。

7. 内部監査体制

当社は、通常の業務執行部門から独立した社長直轄の監査機能を設置し、当社及びグループ会社における内部監査体制を整備することとし、次の取り組みを行う。

- ・ 監査機能は、当社及びグループ会社全体の経営諸活動における各種体制や仕組みの有効性・効率性について検討・評価し、監査報告書にとりまとめ、取締役社長及び監査等委員会へ報告する。また、必要に応じて関係役員及び関係部門に説明する。年間監査結果の総括については取締役会及び会計監査人に報告する。
- ・ 当社は、医薬品企業として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等を遵守し、製品の有効性・安全性を確保することを使命として、高い専門知識の下で、適正性を確保した組織体制を通じ業務を遂行していく。このために、グループ全体において、現場での自己統制、薬事、品質等に関する専門部による専門統制、内部監査部門による内部監査の仕組みをそれぞれの機能別に構築する。

- ・ 監査機能は、関係する専門部と定期的な連絡会を開催する等の活動を通じて連携し、内部監査の質的向上を図る。
- ・ 地域（欧州、米州、日本及びアジア・オセアニア）毎に内部監査機能を設置し、社長直轄の監査機能長が統括することにより、グローバル化するリスクに効果的に対応し、グループ会社に対し一貫した高質な保証業務及びアドバイザー業務を提供するための機能を強化する。

8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会設置会社として、監査等委員会の監査が実効的に行われることが可能となるよう、次の取り組みを行う。

（1）監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

- ・ 監査等委員会の監査が適切に機能するよう、監査等委員会の職務を補助する専任スタッフを配置する。

（2）監査等委員会の職務を補助する従業員の監査等委員でない取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性に関する事項

- ・ 監査等委員会の職務を補助する専任スタッフは、監査等委員でない取締役から独立し、監査等委員会の指揮命令の下に職務を遂行する。
- ・ 当該専任スタッフの任命・評価・異動等については、予め監査等委員会の同意を必要とする。

（3）監査等委員でない取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行に係る月次報告、四半期報告に関して、監査等委員会が常時閲覧可能な体制を整備する。
- ・ トップマネジメントは、管掌する部門・機能（グループ会社を含む）に関して、監査等委員会に対して定期的に、又は臨時に報告する事項、報告者、報告の方法を監査等委員会と協議して決定する。
- ・ 監査機能、法務機能、コンプライアンス機能は、それぞれ定期的に監査等委員会へ報告する体制を構築し、当社及びグループ会社における内部監査、リスク管理、コンプライアンス等についての現状報告その他必要な情報の提供を行う。

（4）監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 当社は、監査等委員会又はグループ会社の監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の役員・従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

(5) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・ 当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用等に関して、担当部門が予算の計上及び費用等の支払いを担う体制を整備する。

(6) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査機能長の任命・評価・異動等については、予め監査等委員会の同意を必要とする。
- ・ 内部監査部門は、年度監査計画の策定に当たり監査等委員会の同意を得る。
- ・ 監査等委員会は、内部監査部門から監査結果等の報告を受け、必要に応じて内部監査部門に指示を行うことができる。当該指示と社長の内部監査部門に対する指示が両立しえない場合、監査等委員会と社長は協議し、調整をはかる。
- ・ 監査等委員会が選定する監査等委員は、当社の重要な業務執行の協議を行うエグゼクティブ・コミッティ、その他監査等委員会が重要と判断する会議に出席することができる。当該監査等委員がこれらの会議に出席できない場合、監査等委員会の指示により監査等委員会の職務を補助する専任スタッフがオブザーバーとして出席することができる。
- ・ 監査等委員会の監査が適切に実施できるよう、当社及びグループ会社における監査対象者（部門）は協力する。

9. 反社会的勢力排除のための体制

当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当、不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断する。

- ・ 「アステラス企業行動憲章」及び「アステラスグループ行動規準」において、反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした姿勢で臨むことを明記し、関係排除に取り組む。
- ・ 特に日本においては、警察当局、関係団体等と十分に連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集すると共に組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進める。また、役員・従業員に対しては、コンプライアンス研修、リスク管理研修等の機会を通じて反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行う。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期（2019年3月期）における当社の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 職務執行に関わる体制

当社は、基本方針に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催しています。また、決裁権限規程等に基づき、エグゼクティブ・コミッティにて重要事項を協議し、トップマネジメントがその役割を果たすことにより、取締役の効率的な職務の執行を確保しています。なお、当期においては、取締役会を14回、エグゼクティブ・コミッティを20回開催しました。

2. リスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制

当社は、基本方針に基づき、事業機会に係るリスクと事業活動遂行に係るリスクに分け、当社及び当社グループの各部門が主体的にリスク管理実務を実践しています。特に、グローバルリスクとして特定された事項について、リスクオーナーの指示のもとリスク低減策を策定し、実行しています。

3. コンプライアンス体制（取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

当社は、基本方針に基づき、グローバル・コンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会を開催し、当社及び当社グループのコンプライアンスの現状把握、方針・計画の審議を行っています。また、全従業員を対象としたコンプライアンスに関する様々な研修の実施等を通じ、コンプライアンスに対する意識向上を図るほか、ヘルプラインの運用等により、問題の早期発見と改善措置に努めています。なお、各地域・各国のエシックス&コンプライアンス機能がエシックス&コンプライアンス機能長に報告するグローバル・コンプライアンス体制を構築しています。

4. 情報開示・情報管理に関する体制

当社は、基本方針に基づき、すべてのステークホルダーに対し、適時適切かつ公平な情報開示を行うとともに、ステークホルダーとの積極的な対話に努めています。当期においても、企業活動における一層の透明性向上を図るため、情報開示委員会のもと、重要情報の開示方針や開示内容等について部門横断的に審議を行うなど、適時的確かつ公平な情報開示に引き続き取り組みました。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、基本方針に基づき、連結ベースの財務報告に係る内部統制評価計画を策定するとともに、コントロールオーナー及びプロセスオーナーの任命による内部統制及びその運用体制の整備、内部統制関連文書の改訂、監査機能による評価対象事業拠点の内部統制の整備及び運用状況の評価実施等により、財務報告の信頼性確保に努めています。

6. グループ管理体制（当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

当社は、基本方針に基づき、当社グループの取締役等の職務に係る事項を、機能別マネジメントの職制を通じ報告を受けるとともに、グループ会社の役員構成及び意思決定権限を明確に定めることで、グループ会社の適切な管理・運営を推進しています。なお、当社グループ会社の財務状況及びその他の状況については、月次や各四半期で報告を受け、当社の取締役会に適宜、報告しています。

7. 内部監査体制

当社は、基本方針に基づき、内部監査の計画を立案・実行するとともに、監査等委員会、取締役会、会計監査人等へ報告を行い、監査結果をレビューする機会を確保しています。また、内部監査部門及び関連する専門部門との間で情報連携活動を実施し、内部監査体制の強化に努めています。なお、2018年4月から、各地域の監査部が社長直轄の監査部門長に報告するグローバル監査体制を構築しています。

8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、基本方針に基づき、監査等委員でない取締役及び従業員による監査等委員会への業務執行状況の報告並びに監査等委員によるエグゼクティブ・コミッティ等重要会議への継続的な出席等を通じ、監査等委員会による監査が実効的に行われる体制を確保しています。

特に、全地域におけるヘルプラインの通報の概要及び法務機能が主管する訴訟・社内調査案件については、監査等委員会に月次で報告しています。

9. 反社会的勢力排除のための体制

当社は、基本方針に基づき、当社及び国内グループ会社の取引先の属性を確認するとともに、契約書への反社会的勢力排除条項の導入等を通じ、反社会的勢力及び団体との関係排除に取り組んでいます。

連結持分変動計算書

自 2018年4月1日
至 2019年3月31日

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					新株予約権	在外営業活動体の外貨換算差額
当期首残高	103,001	177,219	△135,951	976,076	1,477	128,179
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	—	—
会計方針の変更を反映 した当期首残高	103,001	177,219	△135,951	976,076	1,477	128,179
当期包括利益						
当期利益	—	—	—	222,265	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	—	△2,523
当期包括利益合計	—	—	—	222,265	—	△2,523
所有者との取引額						
自己株式の取得	—	—	△160,442	—	—	—
自己株式の処分	—	△281	1,345	△713	△350	—
自己株式の消却	—	—	130,419	△130,419	—	—
配当金	—	—	—	△72,066	—	—
株式報酬取引	—	364	—	—	—	—
振替	—	—	—	△3,187	—	—
所有者との取引額合計	—	82	△28,678	△206,384	△350	—
当期末残高	103,001	177,301	△164,629	991,957	1,127	125,656

	親会社の所有者に帰属する持分					資本合計
	その他の資本の構成要素				合計	
	売却可能 金融資産の 公正価値の 変動	その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金融資産	確定給付制度 の再測定	合計		
当期首残高	18,289	—	—	147,945	1,268,289	1,268,289
会計方針の変更による 累積的影響額	△18,289	18,289	—	—	—	—
会計方針の変更を反映 した当期首残高	—	18,289	—	147,945	1,268,289	1,268,289
当期包括利益						
当期利益	—	—	—	—	222,265	222,265
その他の包括利益	—	5,060	△2,553	△15	△15	△15
当期包括利益合計	—	5,060	△2,553	△15	222,250	222,250
所有者との取引額						
自己株式の取得	—	—	—	—	△160,442	△160,442
自己株式の処分	—	—	—	△350	1	1
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—
配当金	—	—	—	—	△72,066	△72,066
株式報酬取引	—	—	—	—	364	364
振替	—	635	2,553	3,187	—	—
所有者との取引額合計	—	635	2,553	2,837	△232,143	△232,143
当期末残高	—	23,984	—	150,767	1,258,396	1,258,396

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 77社

主要な連結子会社名：

アステラス US ホールディング Inc.、アステラス US LLC、アステラス ファーマ US, Inc.、
アステラス ファーマ グローバル ディベロップメント Inc.、
アステラス インスティテュート フォー リジェネレイティブ メディシン、
アステラス US テクノロジーズ Inc.、アステラス B.V.、アステラス ファーマ ヨーロッパ Ltd.、
アステラス アイルランド Co.,Ltd.、アステラス製薬(中国)有限公司、韓国アステラス製薬株式会社、
台湾アステラス製薬股份有限公司、アステラス ファーマ テック株式会社

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 6社

(4) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲に関する注記

①連結の範囲の変更

増加：3社（株式取得等による増加）

減少：9社（清算等による減少）

②持分法の適用の範囲の変更

増加：1社（出資による増加）

減少：3社（連結子会社への変更等による減少）

(5) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

(6) 会計方針に関する事項

①金融商品の評価基準及び評価方法

・当初認識及び測定

金融資産及び金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者となった取引日に認識しています。

金融資産及び金融負債は、重大な金融要素を含んでいない営業債権を除き、当初認識時に公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTPLの金融資産」）及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（以下「FVTPLの金融負債」）を除き、金融資産の取得及び金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算又は金融負債の公正価値から減算しています。FVTPLの金融資産及びFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

・金融資産

当社グループはすべての金融資産を当初認識時に、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTOCIの金融資産」）」又は「FVTPLの金融資産」に分類しています。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。

・契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定し、実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(b) FVTOCIの金融資産（負債性金融資産）

以下の条件がともに満たされる場合には、FVTOCIの金融資産（負債性金融資産）に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
 - ・契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。
- 当初認識後、公正価値で測定し、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、公正価値の変動から生じる評価損益はその他の包括利益で認識しています。当該金融資産の認識を中止する場合、その他の資本の構成要素に計上されている累積損益を、純損益に組替調整額として振り替えています。

(c) FVTOCIの金融資産（資本性金融資産）

資本性金融資産は、一部を除いて公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っており、FVTOCIの金融資産に分類しています。

当初認識後、公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益はその他の包括利益で認識しています。当該金融資産の認識を中止する場合、又は公正価値が著しく下落した場合には、その他の資本の構成要素に計上されている累積損益を利益剰余金に振り替えています。当該金融資産に係る受取配当金は、投資金額の一部回収である場合を除き、純損益として認識しています。

(d) FVTPLの金融資産

償却原価で測定する金融資産及びFVTOCIの金融資産に分類されない金融資産をFVTPLの金融資産として分類しています。

当初認識後、公正価値で測定し、事後的な変動を純損益として認識しています。

・金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産又は負債性金融資産のうちFVTOCIの金融資産に分類された金融資産に係る予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しています。

損失評価引当金の測定は、各四半期末日において、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合は、当該金融資産に係る全期間の予想信用損失に等しい金額とし、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合は、当該金融資産に係る12か月の予想信用損失に等しい金額としています。

ただし、営業債権や契約資産に係る損失評価引当金については、常に全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

・金融負債

当社グループはすべての金融負債を当初認識時に、「FVTPLの金融負債」又は「償却原価で測定する金融負債」に分類しています。

(a) FVTPLの金融負債

デリバティブによって認識した金融負債、FVTPLの金融負債として指定した金融負債及び企業結合において認識した条件付対価のうち金融負債の定義を満たすものをFVTPLの金融負債に分類しています。

当初認識後、公正価値で測定し、事後的な変動を純損益として認識しています。

(b) 償却原価で測定する金融負債

FVTPLの金融負債として分類されない金融負債を償却原価で測定する金融負債に分類しています。

当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

・認識の中止

金融資産については、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したが、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもなく、かつ、当該金融資産に対する支配を保持していない場合に、当該金融資産の認識を中止しています。

金融負債については、金融負債が消滅した時、すなわち契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となった場合に、当該金融負債の認識を中止しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い額で測定しています。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価が含まれています。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しています。棚卸資産の原価は、主として先入先出法により算定しています。

③有形固定資産、無形資産及びリース資産の減価償却又は償却の方法

・有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、当該資産が使用可能となった時点から開始されます。減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算定しています。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	2－60年
機械装置及び運搬具	2－20年
工具、器具及び備品	2－20年

有形固定資産の耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各期末に再検討を行い、必要に応じて改定しています。

・無形資産

無形資産は、それらが使用可能となった時点から見積耐用年数（2年～25年）にわたって定額法で償却しています。見積耐用年数は、法的保護期間又は経済的耐用年数のいずれか短い方を採用し、定期的に見直しを行っています。

・リース資産

リース資産は見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法により減価償却しています。

④引当金の計上基準

当社グループが過去の事象の結果として法的又は推定的な現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額につき信頼性のある見積りができる場合に引当金を計上しています。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要な見込まれる支出の現在価値で測定しています。

⑤収益の計上基準

当社グループは、以下の5ステップに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務の充足時点に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

・医薬品の販売

医薬品の販売による収益は、当社グループが移転を約束した医薬品に対する支配を顧客が獲得した時点で認識しています。医薬品に対する支配は、通常、医薬品が顧客へ引き渡された時点で顧客に移転すると判断しています。取引価格に割戻、値引及びその他顧客に支払われる対価等の変動性のある金額が含まれている契約については、これらの変動対価を期待値又は最頻値により見積り、顧客から受領する対価から控除しています。

・ロイヤルティ収入

当社グループは、第三者に製品の製造や販売、技術の使用等を認めた契約によるロイヤルティ収入を得ています。ロイヤルティ収入には、契約一時金、受取マイルストーン及びランニング・ロイヤルティが含まれます。関連する履行義務の内容に応じて、履行義務が充足された時点において一時に、又は、履行義務が充足されるにつれて、一定期間にわたり、収益を認識しています。

⑥確定給付型の退職後給付制度の会計処理

確定給付型制度に係る資産又は負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものであり、資産又は負債として連結財政状態計算書で認識しています。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しています。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しています。

勤務費用及び確定給付負債（資産）の純額に係る純利息費用は純損益として認識しています。

数理計算上の差異、純利息費用に含まれる部分を除く制度資産に係る収益及び資産上限額の影響の変動については、それらが生じた期間において「確定給付制度の再測定」としてその他の包括利益に認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振替えています。

⑦外貨の換算基準

・機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の個別財務諸表は、それぞれの機能通貨で作成されています。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示されています。

・外貨建取引

外貨建取引は、取引日の直物為替レート又はそれに近似するレートを用いて機能通貨に換算しています。

期末における外貨建貨幣性資産及び負債はすべて期末日の直物為替レートを用いて機能通貨に再換算し、その結果生ずる差額を純損益として認識しています。

・在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レート、収益及び費用は、期中の平均為替レートを用いて日本円に換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる外貨換算差額は、その他の包括利益で認識しています。在外営業活動体を処分する場合、当該在外営業活動体に関連する外貨換算差額の累計額は、処分時に純損益に振り替えています。

⑧のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して計上しています。

のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分し、毎年一定の時期及びその資金生成単位に減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを実施しています。減損テストにおいて資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しています。

資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まず資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額から減額するように配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するよう配分しています。

のれんについて認識した減損損失は、その後の期間に戻入れを行いません。

⑨その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。

当社及び国内子会社は、当連結会計年度から連結納税制度を適用しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を適用しています。

IFRS		新設・改訂の概要
IFRS第9号	金融商品	金融資産及び金融負債の分類及び測定、減損並びにヘッジ会計に関する改訂
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	収益認識に関する包括的なフレームワーク

IFRS第9号及びIFRS第15号の適用にあたり、経過措置として認められている累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用していますが、利益剰余金期首残高への影響はありません。

IFRS第9号及びIFRS第15号適用による、当社グループの連結計算書類への重要な影響はありません。

IFRS第9号の適用に伴い、従来、売却可能金融資産に分類していた金融資産を、FVTOCIの金融資産として分類しています。金融商品の評価基準及び評価方法は、会計方針に記載しています。

IFRS第15号の適用に伴い、従来、「引当金」として表示していた販売関連引当金の一部を、返金負債として「その他の非流動負債」及び「その他の流動負債」に含めて表示しています。収益の計上基準は、会計方針に記載しています。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した損失評価引当金

売上債権及びその他の債権（非流動）	8,212百万円
売上債権及びその他の債権（流動）	1,470百万円
その他の金融資産（非流動）	15百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

274,763百万円

(3) 偶発負債

・保証債務（金融機関等からの借入に対する保証）	
従業員	221百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当期末の発行済株式の種類及びその総数

普通株式 1,979,823,175株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月15日 定時株主総会	普通株式	35,594	18.00	2018年3月31日	2018年6月18日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	36,521	19.00	2018年9月30日	2018年12月3日

(注) 1. 2018年6月15日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託の所有する当社株式に対する配当金23百万円が含まれています。

2. 2018年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託の所有する当社株式に対する配当金26百万円が含まれています。

②基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月18日 定時株主総会	普通株式	35,856	利益剰余金	19.00	2019年3月31日	2019年6月19日

(注) 上記には、役員報酬BIP信託の所有する当社株式に対する配当金26百万円が含まれています。

- (3) 当期末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,527,400株

5. 金融商品に関する注記

(1) 財務上のリスク管理方針

当社グループは、事業活動を行うにあたり、信用リスク、流動性リスク及び為替リスク等の財務上のリスクに晒されており、これらのリスクを低減するために、一定の方針等に基づきリスク管理を行っています。

また、当社グループは、デリバティブの利用を財務上のリスクをヘッジする目的とした取引に限定しており、投機目的では利用していません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループの事業活動から生ずる債権である売掛金等は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先の経営状況を適宜把握し、売掛金残高を監視する事により信用リスクを管理しています。また、取引先の信用状況に応じて売掛金等の回収可能性を検討し、必要に応じて損失評価引当金を計上しています。

当社グループが保有する有価証券に関しては発行体の信用リスク、預金に関しては銀行の信用リスクに晒されています。また、当社グループが財務上のリスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、取引相手である金融機関の信用リスクに晒されています。資金運用における有価証券取引・預金取引については、Global Cash Investment Policyに基づき、一定の信用格付け基準を満たす発行体・銀行に限定し、定められた運用期間・限度額内で運用しています。また、デリバティブ取引については、Astellas Global Treasury Policyに基づき、一定の信用格付け基準を満たす金融機関に取引相手を限定しています。

(3) 金融商品の公正価値の算定方法

・償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産は、売上債権及びその他の債権、貸付金及びその他の金融資産、現金及び現金同等物で構成されています。これらは、主として短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

・FVTOCIの金融資産（資本性金融資産）

市場性のある有価証券の公正価値は、期末日の市場価格を用いて算定しています。非上場株式の公正価値は、主として割引キャッシュ・フロー法により算定しています。

・FVTPLの金融資産

FVTPLの金融資産は、主に為替予約で構成されています。これらの公正価値は、取引金融機関から提示された価格等に基づいて算定しています。

・FVTPLの金融負債

FVTPLの金融負債は、企業結合により生じた条件付対価及び為替予約で構成されています。企業結合により生じた条件付対価の公正価値は、開発が成功する可能性や貨幣の時間価値を考慮して算定しています。為替予約の公正価値は、取引金融機関から提示された価格等に基づいて算定しています。

・償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、仕入債務及びその他の債務、その他の金融負債で構成されています。これらは、主として短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分
667円29銭
- (2) 基本的1株当たり当期利益
115円05銭

7. 重要な後発事象に関する注記

患者支援財団政府調査

当社の米国子会社アステラス ファーマ US, Inc. は、2016年3月及び2017年8月に、米国司法省を代理する米国マサチューセッツ州ボストンの米国連邦検察局から、米国における患者支援財団への寄付等、同社の患者支援プログラムに関し、文書等の提出を求める召喚令状を受領しました。アステラス ファーマ US, Inc. は、2019年4月に、米国司法省と民事上の和解契約を締結しました。アステラス ファーマ US, Inc. は、米国政府に和解金1億米ドル（利息が付加されます）を支払い、米国保健社会福祉省監察総監室と5年間の「法令遵守に関する協定」(Corporate Integrity Agreement)を締結しました。

8. その他の注記

企業結合に関する注記

ポテンザ セラピューティクス Inc. の取得

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：ポテンザ セラピューティクス Inc.

事業の内容：免疫系を活性化する種々の新規がん治療薬の研究・開発

② 取得日

米国時間 2018年12月13日

③ 議決権付資本持分の割合

買収前に当社グループが保有していた議決権付資本持分の割合は24%でしたが、本買収により100%となります。

④ 被取得企業の支配の獲得方法

契約一時金及びマイルストーンを支払対価とする株式取得

⑤ 企業結合を行った主な理由

ポテンザ セラピューティクス Inc. は、2014年に設立されたバイオテクノロジー企業であり、過去3年半にわたる共同研究開発提携により、臨床段階にある複数の新規がん免疫療法プログラムを創出しています。本買収により、当社グループは競争力のある自社のがん免疫療法プログラムを獲得し、当社グループが保有する既存のがんプログラムとの併用療法や新たな免疫療法プログラムとの併用療法の開発につながる可能性があります。

(2) 取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

(単位：百万円)

	当初の暫定的な 公正価値	その後の修正	修正後の公正価値
有形固定資産	36	—	36
無形資産	31,609	—	31,609
現金及び現金同等物	802	—	802
その他の資産	191	—	191
繰延税金負債	△5,232	—	△5,232
その他の負債	△1,580	—	△1,580
取得資産及び引受負債の公正価値 (純額)	25,827	—	25,827
のれん	5,762	△244	5,518
合計	31,589	△244	31,345
現金	18,668	—	18,668
条件付対価	7,065	△200	6,865
既存持分の公正価値	5,856	△44	5,812
支払対価の公正価値の合計	31,589	△244	31,345

当連結会計年度において、当該企業結合における取得日現在の支払対価の公正価値の測定に関して、新たな事実が判明し追加的な分析を行ったため、上記のとおり、支払対価の暫定的な公正価値を修正しています。また、当該公正価値の測定は継続中であるため、企業結合当初の会計処理は完了していません。

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果及び超過収益力です。

当社グループが支配獲得日の直前に保有していたポテンザ セラピューティクス Inc. の資本持分を支配獲得日の公正価値で再測定した結果、企業結合に伴う再測定益として5,812百万円を認識し、連結純損益計算書の「その他の収益」に計上しています。

(3) 条件付対価

条件付対価は、ポテンザ セラピューティクス Inc. が保有している複数の開発プログラムの進捗に応じて支払うマイルストーンであり、最大240百万米ドル(26,651百万円)を支払う可能性があります。条件付対価の公正価値は、当該プログラムが成功する可能性や貨幣の時間価値を考慮して計算しています。

(4) キャッシュ・フロー情報

	金額 (単位：百万円)
支払対価の公正価値の合計	31,345
支払対価に含まれる条件付対価の公正価値	△6,865
支払対価に含まれる既存持分の公正価値	△5,812
被取得企業が保有する現金及び現金同等物	△802
子会社株式の取得による支出	17,866

(5) 取得関連費用

金額の重要性が低いため、記載を省略しています。

(6) 連結純損益計算書に与える影響

- ① 当連結会計年度の連結純損益計算書で認識されている取得日以降の被取得企業の税引前利益
金額の重要性が低いため、記載を省略しています。
- ② 企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の当連結会計年度の連結純損益計算書の税引前利益に与える影響額
金額の重要性が低いため、記載を省略しています。

株主資本等変動計算書

自 2018年4月1日
至 2019年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	103,001	176,822	176,822	16,827	59	1,185	436,649	454,719
当期変動額								
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	△29	-	29	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△72,115	△72,115
当期純利益	-	-	-	-	-	-	178,679	178,679
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	△675	△675
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	△130,419	△130,419
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	△29	-	△24,499	△24,528
当期末残高	103,001	176,822	176,822	16,827	29	1,185	412,150	430,191

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△135,951	598,592	12,311	12,311	1,477	612,379
当期変動額						
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	△72,115	-	-	-	△72,115
当期純利益	-	178,679	-	-	-	178,679
自己株式の取得	△160,442	△160,442	-	-	-	△160,442
自己株式の処分	1,345	670	-	-	-	670
自己株式の消却	130,419	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	6,801	6,801	△350	6,452
当期変動額合計	△28,678	△53,207	6,801	6,801	△350	△46,755
当期末残高	△164,629	545,385	19,112	19,112	1,127	565,624

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物・・・・・・・・・・ 2～50年

構築物・・・・・・・・・・ 2～60年

機械及び装置・・・・・・・・ 2～17年

工具、器具及び備品・・ 2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付債権等の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②売上割戻引当金

期末日後に発生が見込まれる売上割戻の支出に備え、期末売掛金及び期末特約店在庫金額に対し直近の割戻率を乗じた金額を計上しています。

③退職給付引当金

確定給付型の退職給付制度に基づく従業員の退職給付に備え、当期末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を調整した額を計上しています。

数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務年数にわたり定額法により翌年度から処理し、過去勤務費用は発生時の従業員の平均残存勤務年数にわたり定額法により処理しています。

(4) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジによっています。ただしその他有価証券については、時価ヘッジによっています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：デリバティブ取引

ヘッジ対象：相場変動、キャッシュ・フロー変動により、損益が発生する資産、負債

③ヘッジ方針

当社で規定されたデリバティブ取引に関する管理体制に基づき、ヘッジ対象に係る相場変動リスク、キャッシュ・フロー変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

繰延ヘッジに関しては、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎に判断することとしています。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(6) 連結納税制度の適用

当社は、当事業年度から連結納税制度を適用しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の貸借対照表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「繰延税金資産」49,243百万円は投資その他の資産の「繰延税金資産」に含めて表示しています。

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記していた特別利益の「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が乏しいため、特別利益の「その他」に含めて表示しています。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、特別利益の「投資有価証券売却益」4,755百万円は「その他」に含めて表示しています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

131,928百万円

(2) 偶発債務

・保証債務 (金融機関等からの借入に対する保証)
従業員 221百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 96,007百万円

短期金銭債務 489,135百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	197,880百万円
仕入高	50,733百万円
営業取引以外の取引高	145,009百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

期末日における自己株式の種類及び数

普通株式	93,986,348株
------	-------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券	986百万円
退職給付引当金	3,228百万円
有形固定資産	743百万円
無形固定資産	33,065百万円
未払費用	4,684百万円
たな卸資産	20,510百万円
関係会社株式	9,441百万円
その他	44,710百万円

繰延税金資産小計	117,365百万円
----------	------------

評価性引当額	△13,889百万円
--------	------------

繰延税金資産合計	103,476百万円
----------	------------

繰延税金負債

投資有価証券	△8,163百万円
前払年金費用	△1,825百万円
有形固定資産	△533百万円
その他	△611百万円

繰延税金負債合計	△11,132百万円
----------	------------

繰延税金資産の純額	92,344百万円
-----------	-----------

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	アステラス B.V.	(所有) 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	153,010	短期借入金	162,661
				借入資金の返済	130,030		
子会社	アステラス US ホールディング Inc.	(所有) 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	55,960	短期借入金	152,833
				借入資金の返済	75,780		
				現物出資 (注2)	39,847	—	—
子会社	アステラス ファーマ グロー バル ディベロッ プメント Inc.	(所有) 間接 100%	開発の委託 役員の兼任	開発の委託 (注3)	66,077	未払金	12,051
子会社	ガニメド ファー マシューティカ ルズ GmbH	(所有) 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	4,146	短期借入金	56,287
子会社	オジェダ SA	(所有) 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	63,603	短期借入金	61,807
子会社	アステラス ファーマ ヨー ロッパ Ltd.	(所有) 間接 100%	製品等の販売及 びロイヤリ ティーの受領 役員の兼任	製品等の販売及 びロイヤリ ティーの受領 (注3)	70,407	売掛金	34,733
子会社	アステラス アイ ルランド Co.,Ltd.	(所有) 間接 100%	製品等の販売及 びロイヤリ ティーの受領 役員の兼任	製品等の販売及 びロイヤリ ティーの受領 (注3)	52,710	売掛金	14,962
子会社 (注4)	ポテンザ セラ ピューティクス Inc.	(所有) 間接 100% (注5)	役員の兼任	新株の引受 (注6)	18,668	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

(注2) マイトブリッジ Inc. 及びポテンザ セラピューティクス Inc. の株式を現物出資し、その対価としてアステラス US ホールディング Inc. の株式を取得しています。

(注3) 開発の委託並びに製品等の販売及びロイヤリティーの受領については、市場価格等を勘案して決定しています。

(注4) ポテンザ セラピューティクス Inc. との間の独占的共同研究開発契約に基づき、同社を買収する独占的オプション権を行使し、同社の新株を引き受けて同社株式を100%保有したことにより、同社の属性を関連会社から子会社に変更しています。

(注5) ポテンザ セラピューティクス Inc. の新株を引き受け、同社の議決権を100%直接保有していましたが、上記注2に記載の同社株式の現物出資に伴い、当事業年度末においては、同社の議決権を間接保有していません。

(注6) 引受価格は、ポテンザ セラピューティクス Inc. が関連会社となる前に締結した独占的共同研究開発契約で合意した価格に基づいています。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

299円34銭

(2) 1株当たり当期純利益

92円49銭